

国立大学法人東北大学職員組合役員選挙規定施行細則

第1条

この細則は、国立大学法人東北大学職員組合選挙規定附則第16条に基づいて定める。

第2条

選挙の公示に記載する事項は次の通りとする。

- 1 選挙期日
- 2 立候補届出期間
- 3 立候補の資格
- 4 選挙の種別
- 5 立候補届出手続
- 6 その他必要な事項

第3条

立候補者の届出は所定の様式によるものとする。

第4条

立候補者の発表は選挙公報をもってする。

- 1 候補者氏名
- 2 所属支部名
- 3 現在勤務及び身分
- 4 組合経歴
- 5 その他必要な事項

第5条

各種選挙の投票前までに立候補辞退または選挙候補取消の要求がされた場合はこれを候補者から除外する。

第6条

選挙は次の順に行う。

- 1 本部執行委員長
- 2 本部副執行委員長
- 3 本部書記長
- 4 本部書記次長
- 5 本部執行委員
- 6 会計監査委員

第7条

選挙は所定の投票用紙に記載された候補者氏名の上欄に符号を記載する。次の各号に該当するものは無効とする。

- 1 所定の投票用紙に記載しないもの
- 2 符号の判別困難なもの
- 3 所定の符号以外の文字または符号を記載したもの
- 4 所定の期日までに投票しなかったもの

第8条

選挙結果については開票の都度、選挙管理委員長より報告し、当選者の確認をする。

第9条

選挙結果については、当選期日より7日以内に公示する。

第10条

この細則で決めていない事項については選挙管理委員会で定める。

第11条

この細則の改廃は中央委員会で決める。

第12条

この細則は昭和1967年5月27日から適用する。

1968年5月11日一部改正

1999年10月5日一部改正

2004年4月7日一部改正

2009年7月11日一部改正

2022年7月30日一部改正